

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における 「劇場等の客席」の規定整備の考え方



はじめに

- 都は、平成18年に「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「**建築物バリアフリー条例**」という。）」を制定し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に定められている**対象建築物の拡大**とバリアフリー化に関する**整備基準の強化**を行ってきました。劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場及び公会堂（以下「**劇場等**」という。）においては、用途に応じて一定規模以上の建築物を対象に、バリアフリー整備を促進してきました。
- 東京2020大会時には、開催を契機に世界水準のバリアフリー基準として策定された「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」にのっとり、各競技会場の整備が進展するなど、都民のバリアフリーに対する理解も深まりました。
- 令和4年3月に、「バリアフリー法施行規則」が改正され、劇場等の客席が、建築物特定施設に追加されました。このことにより、都は、地域の実情等を踏まえながら、「**劇場等の客席**」の**基準**を建築物バリアフリー条例に**規定することが可能**となりました。国においても、令和6年6月に、**劇場等の客席に係るバリアフリー基準が創設**されるなど、高齢者や障害者のみならず、全ての利用者にとって、劇場等がより安全・安心・快適なものとなることが求められています。
- このため、都は、東京2020大会のレガシーとして、全ての利用者がより使いやすい「**劇場等の客席**」の整備促進に向け、基準の検討を行い、「**高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における『劇場等の客席』の規定整備の考え方**」として取りまとめました。

建築物バリアフリー条例における「劇場等の客席」の規定整備の考え方

対象：延床面積1,000㎡以上の劇場等※

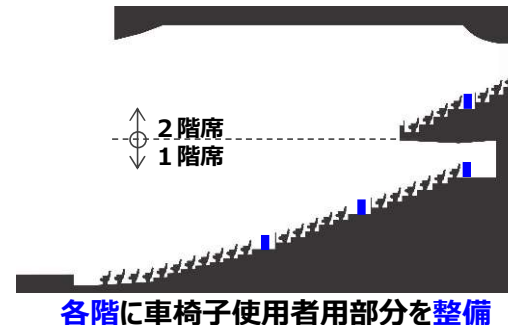
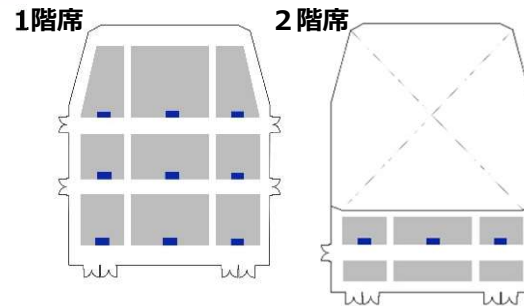
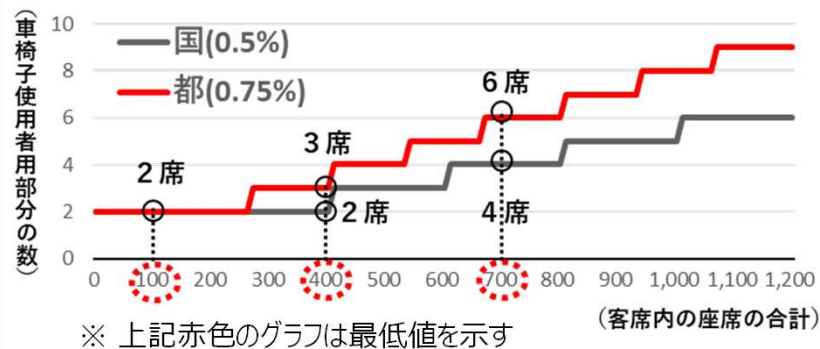
※ 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの）及び公会堂は、全ての規模が対象

項目		基準案 (赤字：国の基準(0.5%)を強化 青字：都独自の基準)
車椅子使用者用部分	① 数	階ごとに座席総数の 0.75%以上 かつ2席以上
	② 配置	2以上を隣接して設置 隣接して 同伴者席 を 同じ割合 設置
	③ 水平分散(横) ※1	2以上 の位置(舞台等を見て左右方向)に 分散
	④ 水平分散(縦) ※2	2以上 の位置(舞台等を見て前後方向)に 分散

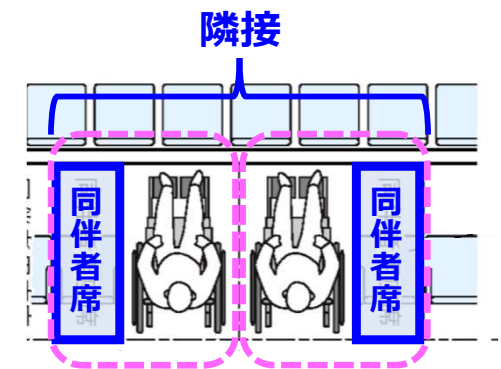
劇場等の客席の
バリアフリー整備を促進

※1：座席総数**401**席以上の階を対象 ※2：座席総数**1,001**席以上の階を対象

① 数



② 配置



通路(移動等円滑化経路)

：隣接して**同伴者席**を設置

(例) 映画館の場合

スクリーン1 (100席) [wheelchair icon] [wheelchair icon]	スクリーン2 (300席) [wheelchair icon] [wheelchair icon] [wheelchair icon]	スクリーン3 (700席) [wheelchair icon] [wheelchair icon] [wheelchair icon] [wheelchair icon] [wheelchair icon] [wheelchair icon]
ロビー		

建築物バリアフリー条例における「劇場等の客席」の規定整備の考え方

対象：延床面積1,000㎡以上の劇場等※

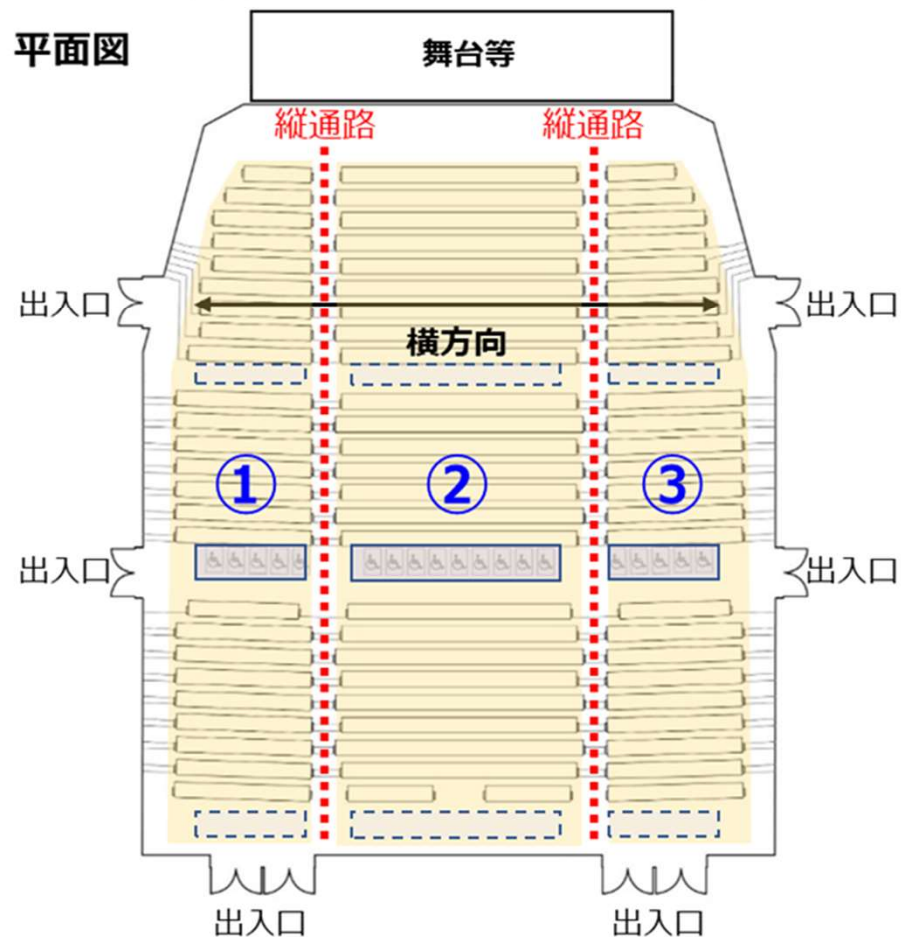
※ 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの）及び公会堂は、全ての規模が対象

③ 水平分散（横）

客席を「縦通路」で分割し、
舞台等を**見る方向**が異なる位置に**分散**

①～③の2以上に設置
(対象：座席総数401席以上の階)

平面図



④ 水平分散（縦）

舞台等との**距離**が異なる位置に**分散**

①～③の2以上に設置
(対象：座席総数1,001席以上の階)

平面図

